

(仮訳)

3R イニシアティブ高級事務レベル会合
2006年(平成18年)3月6日~8日 東京
議長サマリー

序章

1. 3R イニシアティブ高級事務レベル会合が日本環境省の主催により、東京において2006年3月6~8日に開催された。20カ国(ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、マレーシア、メキシコ、フィリピン、韓国、ロシア、シンガポール、南アフリカ連邦、タイ、英国、米国、ベトナム)と欧州委員会、8つの国際機関及びネットワーク(アラブ連盟、アジア開発銀行(ADB)、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)、経済協力開発機構(OECD)、バーゼル条約事務局(SBC)、国連地域開発センター(UNCRD)、国連環境計画(UNEP)、アジア太平洋環境開発フォーラム(APFED))が参加した。
2. この議長サマリーは交渉されたものではなくコンセンサスを得た文章ではない。サマリー案に対する参加者のコメントを考慮して、議論をとりまとめたものである。

開会セッション

3. 環境省の江田康幸副大臣が開会挨拶し、3Rについて具体的な実施に移すことが重要であることや、各国間で3Rの取組を共有することで地球規模での持続可能な開発の達成に資することを述べた。
4. 環境省の岡澤和好参与が全体セッションの議長を務めた。ドイツのヘルゲ・ヴェンデンプルグ氏とブラジルのマルコ・アントニオ・ボルツィノ氏が「各国での3Rの実施」を議論する第1分科会の共同議長を務めた。米国のジェミー・エストラダ氏とタイのアディサク・ソンカイク氏が「3Rの国際的な促進(3Rに関連した物品や物質、製品の国際的な流通)」を議論する第2分科会の共同議長を務めた。
5. 各国の代表が3Rの国内での取組みについて簡潔な発表を行った。多くの代表が2005年4月の3Rイニシアティブ閣僚会合以降の3Rに関する新規の法制化や推進のための戦略について報告した。各国国際機関の代表は、世界の各地で実施されている3R推進のためのプロジェクトや計画について報告した。(各国の発表内容の要約(別添)については省略)

6. 3Rについて、国レベル、地域レベル、地球レベルで協力していくことの重要性が強調された。二国間、多国間、複数の地域間、南北、南南での協力の効果について留意された。加えて、産業界やNGOとの協力や連携が3Rの成功のために強調された。参加者は実例、政策、技術等の短所・長所に関する情報交換のためのシステム構築の必要性について認識した。
7. 3Rイニシアティブをどのように推進するかの議論については、二つの分科会に分かれて行われた。第1分科会には25人が参加し「各国での3Rの実施」を議論した。第2分科会には、51人が参加し「3Rの国際的な促進(3Rに関連した物品や物質、製品の国際的な流通)」を議論した。これらの課題に関して、各分科会は共通事項として()国際協力の推進、()関係者間の協力、()科学技術の推進について議論した。分科会の共同議長は以下のサマリーをとりまとめた(第1分科会で用いられた図について添付(省略))。

分科会セッションの議論のサマリー

第1分科会：共同議長サマリー

各国での3Rの実施

セッション1：主要な論点のレビュー

3Rに関する良好事例(グッドプラクティス)のうち、他の国に移転や応用が可能なものとして、(a)廃棄物の発生段階から最終処理の段階までの監視状況をリアルタイムの情報として提供する、韓国で開発された廃棄物の電子管理システム、(b)リサイクル可能なものの市場メカニズム、(c)一般の認識向上、(d)3Rとリサイクルについての法制化、(e)EPR(拡大生産者責任)の推進、(f)官民のパートナーシップ推進、(g)ウェストピッカーの団体やNGOとの連携によるリサイクル料金の向上、(h)情報共有システム、(i)製品設計基準、(j)廃棄物の削減とリサイクルについての明確な目標の設定、(k)未処理の廃棄物を埋立地で処分することを禁じるステップ・バイ・ステップアプローチ、(l)リサイクル可能なものの登録スキームが挙げられる。

議論された例に基づき、良好事例の鍵となる要素は以下に示されるとおりである。

- (i) 上流側(製品設計・製造時)及び下流側(廃棄物管理時)を含めた包括的取組

- (ii) マテリアルリサイクル及びエネルギー回収を進める総合的な取組
- (iii) 3 R のための効率的 / 最適な費用負担の仕組み
- (iv) 廃棄物の適正管理の推進 (例: コンポスト)
- (v) 革新的な対策 (廃棄物処理に伴う副産物の利用、例えばバイオガス、クリーン開発メカニズム: CDM)
- (vi) 公共部門と民間部門の連携 (PPP)
- (vii) 中小企業の参画
- (viii) 商品の提供からサービスの提供へのビジネスモデルの変更
- (ix) 地方分権 / コミュニティベースのアプローチ
- (x) 他の政策目標、例えば雇用の創造などと 3 R との連携

提言された政策と行動は次の措置によって進めることができる。

- (i) 規制的な措置
- (ii) 市場メカニズム
- (iii) 市民団体の参加と意識の向上
- (iv) 技術開発と協力

3 R イニシアティブに関する成功事例について、先に挙げた主要な柱についての議論を継続することが提案された。

セッション 2 : 国際協力の推進

国際協力は様々な面で 3 R を推進するために重要である。バーゼル条約のような多国間の環境に関する合意は、廃棄物の適正処理を推進する上で有益な枠組みと政策のガイダンスを提供している。地域での協力はバーゼル条約の適切な運用のために重要であり、現在 14 の地域センターがある。そのうちのいくつかは、地域での調整の機能を提供している。他の国際的な組織は、キャパシティー開発の推進やパイロットプロジェクトの実施の強化において価値のある支援を提供している。

国際協力は、3 R の実施を推進する上で直面する課題に対処し解決策を見つける点でも有益である。これに影響を与える要因として、以下のものが挙げられる。() 3 R を推進する上での基本的な情報としてモニタリングとデータの収集、() 主要な関係者の参画の推進、認識の構築、公衆の参加、他の政策プロセスとの相乗、() 良好事例の論理的かつ一貫した方法による区別、つまり良好事例はその複雑さや特徴により容易に移転することは難しい、() 廃棄物や最終処分場において災害の影響の低減、これに関して災害への対応における官民での協調したアプローチの必要性がしばしば指摘された。

3 R に関して準地域 / 地域 / 国際的な協力を活発にしていくために、次の行動が示された。

- (i) 準地域 / 地域 / 国際的なハイレベルでの政策対話の推進
- (ii) 国際的に協調した活動、すなわち二国間の援助機関や、バーゼル条約事務局、UNCRD、UNEP、ADB、UNESCAP など国連や他の国際的、地域的な機関による活動の強化
- (iii) OECD のマテリアルフローや資源生産性、指標に関する研究の支援、
- (iv) 地域及び国際ネットワークの確立（例；知見及び技術、基本的情報、ウェブベースの知識移転で例えば ADB/UNEP のナレッジハブ（Knowledge Hub）研修 / ワークショップ）
- (v) 国際機関の地域センターや地域レベルの組織は、準地域 / 地域の協力を推進しうる（例；バーゼル条約）
- (vi) 国内及び国際的な公共と民間のパートナーシップ (PPP) - マルチステークホルダー対話フォーラムを支援
- (vii) 上流（デザイン、製造）及び下流（廃棄物管理）を含めた取組
- (viii) 成功例や良好事例の適用に当たって、多様な社会経済条件を考慮し、慎重な対応が必要
- (ix) “持続可能な生産と消費パターン”における作業の進捗を考慮
- (x) 自然災害リスクの考慮において廃棄物管理の検討

セッション 3：関係者間の協力

国レベルでの 3 R の実施を促進する上でのマルチステークホルダーの協力について議論された。これについて次のような観点を含め、多くの制限や困難が明らかにされた。

技術移転は、移転される側の国の地域的狀況を考慮し、これに見合うようカスタマイズされ、また現地化される必要がある。そのためには、現地でのデモンストレーションやパイロットプロジェクトが有効である。

実効性ある政策の枠組み

政府は公共と民間のパートナーシップを促進するため、実効性ある政策の枠組みを検討する。その例としては、() コミュニティ単位の生産システム、() クリーンプロダクションを促進している産業や企業に対し賞や認証を与えるなどのインセンティブプログラム、() 森林廃棄物管理についてコミュニティと産業との協力、() 地域におけるコンポストプロジェクトのためのマルチステークホルダーパートナーシップ（政府、NGO、地域、民間団体、資金援助者）

3 R は、省庁間の効果的な協力を通じ、様々な省庁の政策やプログラムにおいて重要な部分として組み入れられる必要がある。

他の実効性ある政策としては、長期的に実施すべきクリーンプロダクションの導入と促進のための国家的枠組みにおける税制優遇措置が含まれる。

ステークホルダーの強化

公共と市民団体（民間団体、NGO、コミュニティ）のマルチステークホルダーの協力は、主に(i)効率的な政策の実施、資金の支援及びインセンティブ、(ii) 3Rの技術及び投資/資金、(iii)普及啓発、教育及びキャパシティディベロップメントの推進であることが留意された。また、廃棄物処理とリサイクル活動の計画段階におけるインフォーマルセクター（例：ブラジルのウェストピッカー組合）の参画を検討することは重要である。これにより、ウェストピッカー組合は、インフォーマルセクターにおける健康や安全、汚染にかかる問題を効果的かつ公式に提起することができ、雇用機会が創出される。

このような観点から、マルチステークホルダーの協力を推進するため、以下の活動等が示された。

- (i) キャパシティディベロップメントの推進は関係者の協力の基本
- (ii) 政府による安定かつ実現可能な政策が不可欠
- (iii) 自立的な資金スキームの開発は3Rの持続性を高める要因のひとつ
- (iv) 中小企業の参加の確保を含む、地方及びコミュニティによるアプローチ
- (v) 多元的ニーズ及び地域のニーズへの対応、多元的な便益の把握、インセンティブの提供、コミュニティ及びビジネス発展への3Rの統合（例；収益の確保、代替生活手段の提供、その他の環境便益）
- (vi) 3R実施を主導する重要なステークホルダーへの支援
- (vii) 各国間で、3Rにおける関係者の連携に関する包括的な事項を共有（先進国及び発展途上国間の共有を含む）

セッション4：科学技術の推進

科学技術は、3Rの発展において重要な役割を果たしている。しかし、取組や協力を進める上で多くの課題がある。

コミュニティーベースの取組

3R関連技術の経済性は、特定の国やコミュニティに応じて発展の程度や社会経済条件が異なるため、重要である。農業廃棄物の野外焼却を回避するための技術は鍵となる技術の一つである。廃棄物の回収料金は、そのサービスの費用を適切に反映する必要があり、家庭の経済状況や支払い意思を反映しなければならない。“容量に応じた廃棄物料金”の制度はこれまで成功してきているが、EPRなど他の制度と並行した実施が必要である。

情報の共有

3R関連技術の情報へのアクセスについて、その情報の欠如ではなく、多く

の技術の選択肢から適切な技術を選ぶことが困難なことに問題がある。このため、適切な検索エンジンを備えた3R関連技術のデータベースは有用であろう。情報ネットワークは、双方向の情報交換の機能を備えておくことも可能である。データベースの目的は情報の提供であって、一方的な基準の適用であってはならないことが留意された。

このようなデータベースを確立するに当たって、小規模の設計チームの設立が指摘された。このチームは、データベースの開発に当たって生じる、実施可能性や必要な費用等に関する課題の解決に取り組むことができる。

上記の議論をふまえ、以下の事項が示された。

- (i) 政府は、技術の開発と適用に係る能力を育成する役割を果たすべき。
- (ii) 技術移転は、その適用可能性と経済性を考慮しながら、段階的に進められるべき。
- (iii) 技術のインパクトを高めるための社会システムを開発する必要がある。
- (iv) ネットワーク拠点（ハブ）や情報クリアリングハウスにより知識の移転を進めるべき。
- (v) 国内での技術移転に関する良好事例は地域及び国際的にも適用可能。
- (vi) パイロットプロジェクト、ビジネス/技術展示会や専門家会合等といった手段による知識/技術の共用を推進すべき。

第2分科会：共同議長サマリー

3Rの国際的な促進（3Rに関連した物品や物質、産品の国際的な流通）

セッション1：総合的な議論

議論開始に当たっての総括的論点

日本の3R推進に当たっての経験では、（ ）廃棄物の適正処理は、3R推進の前提条件となること、（ ）3R推進のための法制度の整備が、廃棄物の適正処理とも関連して、環境汚染の水準を低減させたこと、（ ）中央政府と地方政府、事業者、NGO等との連携が不可欠であったこと、（ ）3Rの推進や、廃棄物の適正処理に際しては、科学技術の発展が鍵となっていること（例：PCBの適正処理システムの整備）（ ）再生可能な資源の違法な輸出入の防止の取組が必要であること等が指摘された。

参加国へのアンケート調査により、3R関連物品等の国際的な流通に関連して、問題が発生していることが明らかとなり、その中で、規制対象物品と非規制対象物品（例：有害廃棄物と非有害廃棄物）を区分することが困難であるとの問題が指摘された。また、再生可能な資源の越境移動には、プラス・マイナ

ス双方の効果があり、プラスの効果を最大限に発揮させ、マイナスの効果を最小限に止めるための具体的な様々な取組がある中で、参加国から、認証システム、貿易障壁の低減、情報アクセスのためのネットワークの構築といった具体的な取組の提言がなされた。

議論開始時の主な論点

いくつかの途上国から、再製造物品等について、これらの物品は一度製品としての寿命を終えていることから、廃棄物として最終処分すべきであり、多くの途上国は、環境上適正な方法でこうした処分を行うための能力・設備が非常に限られているとの強い主張があった。輸入規制に際しては、認証システムが有効であり、取組の一要素として考えられるのではないかと指摘があった。また、国内での3R推進の取組は、必要な資源の確保にも資するとの意見があった。

リサイクル産業の振興は、先進国、途上国の双方にとって、経済発展や雇用創出の観点から重要と考えられるとの指摘があった。

3Rの取組は、既に発生した廃棄物のみには集中するのではなく、よりクリーンな生産活動を推進していくことを通じ、エネルギーや天然資源の消費の減少も視野に入れて推進すべきであるとの意見があった。3Rの推進には、国際的な協力が必要であり、途上国は、他の国々、特に先進国の経験から学ぶことが可能であるとの指摘がなされた。

再製造物品等の貿易は、途上国において、不要な物資を廃棄するための偽装的な方法として使われる場合があるのではないかと懸念が示された。

廃棄物と再製造物品、中古品は異なるものであり、区別されるべきとの主張がなされた。再製造物品の製造は、重要な産業であり、性能保証された製品を供給するものであるが、こうした再製造物品や中古製品について、貿易障壁があるとの指摘がなされた。また、再製造物品について、世界共通の定義がなされていないとの指摘もなされた。

セッション2：国際協力

政策とルールについて

複数の参加国から、3Rの推進は単純な問題にとらえるべきではなく、より広範な天然資源管理や製品政策、廃棄物管理等、より広範囲な政策的背景も考慮すべきであるとの発言があった。また、持続的な生産と消費（sustainable production and consumption）との関連付けも重要であり、3Rは持続可能な消費及び生産のタスクフォースと緊密に関連付けられるべき旨強調された。また、拡大生産者責任（EPR）との関連付けもなされるべきとの意見があった。

再生可能な資源の貿易障壁の性格について、疑問が提起された。国際社会に

において合意されている有害廃棄物の国際的移動のルール（例：バーゼル条約）が存在している。さらに、再生可能な資源の越境移動の規制を強化していくことが必要であるとする国がある一方で、こうした規制ではなく、自主的な取組がより効率的であるとの主張や、義務的な規制については、各国の主権に委ねられるべきであるとの主張もあった。短期的には、技術的、実践的なガイドランの整備が適切であり、こうした関係国の取組を通じ、実践的な経験が蓄積されるとともに潜在的な課題が明確になると考えられる。

廃棄物の定義や、資源の内容の重要性について指摘がなされた。

この点において、EUは廃棄物と非廃棄物の分類基準を充実させてきているが、当該基準は、経済的価値よりも環境リスクに基づき採用されたものであるとの説明があった。加えて、インドネシアから、全ての廃棄物について、有害性を検査する要件の重要性について言及があった。

情報と技術

国際的に3Rを推進していくためには、情報の共有が最も有益なアプローチの一つである。廃棄物及び3R関連物品、原料の国際的な流通を理解するに当たってライフサイクルアセスメント（LCA）が有益であり、いくつかの製品については、その環境影響の大半を決定する、製品のデザインや、製造過程が重要であるとの指摘があった。

適切な環境評価の実施を実施していくため、国際取引やリサイクル物品に係るデータ及び情報の充実が必要であることが強調された。

使用済み及び再製造品の使用の必要が途上国には存在しており、環境影響に関する情報について途上国と対話すべきであることに留意された。この点では、産業間・政府間での対話も奨励されるべきである。

複数の参加国から、ほとんどの技術移転はコストと関連するものであり、この課題に対応することが極めて重要である。3R関連技術は、非常に優れているが高価すぎるものがあり、このような技術は途上国には適切ではないかもしれないとの指摘がなされた。途上国の現実に適合した技術がより推進されるべきである。また、途上国の財政的な必要性を満たすメカニズムが強化される必要がある。

複数の国から、民間企業が技術移転の主要な推進力となることが強調された。産業相互間の技術移転は重要であり、産業界の取組はより推奨されるべきである。しかし、途上国によっては、ビジネス環境が企業の必要な投資を進める助けになっていないとの意見があった。

合法、違法の双方の廃棄物の移動について、一層の情報の必要性が強調された。製造から処理までの物質フローの把握や、途上国で実際に起こっている問題の明確化のためには、一層の国際的な研究が必要であるとの意見があった。こうした研究の成果は、政策担当者に警告を発することとなり、適切な行動に

結び付くとの指摘があった。また、OECDは、会計や指標、持続可能な物質管理など、物質フローや資源生産性の作業を行っており、3R関連製品の貿易への影響についての研究も行い得るとの意見があった。

多くの国から、途上国が有害廃棄物を判別していくのを補助するためにデータベースを整備していくことが有益であり、こうしたデータベースを共有すべきであるとの言及があった。この点で、より詳細な廃棄物特性の把握がなされるべきであり、加工技術、コスト、環境影響評価に関する情報が提供されるべきとの主張があった。また、先進国における加工・処理技術は高度な技術でコスト高となる傾向があり、途上国にとっては適当でないとの点が指摘された。

キャパシティビルディング（能力向上）

多くの途上国では、3Rを推進するために特定のキャパシティーが求められていることが留意された。これに関して、全ての3Rに従事することにより、能力の育成がなされるとの指摘がなされた。廃棄物の国際流通の禁止は、こうした技術移転の妨げになる可能性があるとの指摘がなされた。一方で、いくつかの途上国では、ライセンス制度等、廃棄物や再生可能物質の適切な処理能力を有しているところもあることに留意されるべきである。

廃棄物の国際的な取引は北-南に限定されておらず、途上国間の取引量が増加している。このため、途上国の適切な能力形成が同様に発展されなければならないとの指摘がなされた。

実践的な教訓を蓄積するためには、二国間協力が効果的と考えられる。先進国から途上国への技術及び能力の移転に関して様々な取組が実施されてきた。また、FTAのような貿易協定は、このような二国間協力に関する貴重な機会を提供し得る。

いくつかの国は、地域協力が廃棄物の適正処理のために必要であることを協調した。島嶼部諸国は、増加する廃棄物の発生に対応する能力を有していない。いくつかの先進的な技術は先進国においてのみ使用可能であり、地方の実態に即して適用されるべきである。また、このような場合、先進国は廃棄物の適切な管理のため、途上国を支援すべきである。これは、先進国への輸出の場合を含みうる。

セッション3：関係者との強力

政府間の協働

廃棄物貿易に関する税関の認識を高めるために、環境/健康当局と税関機関とのより強力な調和及び対話の必要性が明らかになった。また、特に実際の有害廃棄物の移動の監視や不法移動の防止のため、税関及び港湾当局との日常的な対話の必要性も指摘された。

また、廃棄物の越境移動を監視するために、特に違法な移動を防止するために、日頃から税関や港湾、沿岸の監督官庁と日頃から連絡をとる必要が指摘された。

有害物及び物品の特定ができるよう、特に途上国の税関職員のトレーニングの必要性が強調された。これに関連し、UNESCAP はアジアのいくつかの途上国において税関職員のトレーニングプログラムを開始した。バーゼル条約事務局は、他の環境関連協定とも連携して、地域間、国内での税関・執行職員の一連の能力向上プログラムを実施してきており、違法な流通を管理していくためのマニュアルを発展させてきている。UNEP は、多国間の環境条約や世界税関機関、INTERPOL を含めた、グリーン税関プログラムについて周知した。

いくつかの参加国から、北米及びEUにおいて税関の地域ネットワーク（北米環境協力連盟、IMPEL-EU ネットワーク）が既に設置されていることが指摘された。こうした北米のネットワークは、地域内の有害廃棄物の移動に関する監視の面で非常に有効であり、得られた経験と教訓は他の地域と共有できる。同様のネットワークがアジアでも開始されていることが報告された。

関係者の参画

NGOは3Rの推進、特に、国民の意識向上に関して重要な役割を果たしうる。このため、NGOは適切な貢献を行うため、国際的な及び地域的な政策対話や3Rに関連する将来の会合に一層参加すべきであるとの意見があった。

産業界は、3R推進のための重要なパートナーとなりうる。産業界の代表を将来の3R会合に参画させるべきとの提案がなされた。情報及び経験の交換は国内及び国際的に関係企業間で促進されるべきである。また、多数国間の協力は3Rの効果的な普及に資するとともに、成功事例を生み出すものとなりうるとの言及がなされた。加えて、いくつかの参加国から、産業界は、市場において3R関連物品・技術の推進を一層図るべきであり、バーゼル条約事務局の下で進められている携帯電話パートナーシップ・イニシアティブ等の現存している産官連携への参加を推進すべきであるとの指摘がなされた。

セッション4：科学技術

特に途上国にとっては、3R関連技術の向上のためには、国際協力が不可欠であるとの指摘がなされた。また、開発支援の重要な役割が指摘された。さらに、技術発展のためには、各国と国際機関が連携して、相乗効果を挙げていくべきであるとの主張がなされた。また、特に、研究者や専門家、政策担当者等による国際的なネットワークの構築の必要性が指摘された。

3R推進のための多くの利用可能な技術が既に存在している中で、途上国の現状では、費用対効果等の観点から、こうした技術が必ずしも利用可能ではないとの主張がなされた。いくつかの事例では、こうした現場の状況を反映せず

に技術移転がなされ、結果として状況が悪化したとの指摘がなされた。一方で、現地の、地方に根ざした取組は有効である場合が多く、こうした技術をより活用すべきとの主張があった。

3 Rの推進のためには、エコ・タウンやエコ・パークのように、複数の産業が連携して他の産業から排出された廃棄物を活用していく取組が重要であるとの指摘がいくつかの参加国からなされた。また、こうした取組は、地方、国内、地域と様々なレベルで考慮されるべきであり、廃棄物の流通・交換が体系的になされれば、製造業者、消費者の双方にとって、処理コストや環境負荷を低減していく効果があるとの指摘がなされた。

いくつかの国は、個別の技術について、その費用対効果を評価していくことが重要であることを指摘した。また、この点は、財政的な基盤が限られている途上国にとって特に重要であり、UNEP は、3 R 推進に向けた適正な技術が選択されるよう、これを補助し、持続可能性を評価する手法を開発しているとの言及があった。米国は、OECD のビジネス環境委員会に持続可能な製造の経済的な利益を研究し、産業界が持続可能な生産を達成するための指標システムを開発するシステムを構築する正式な提案を行った。

いくつかの途上国において、より財政的な支援を得ていくため、CDMやEUの排出量取引スキーム等、京都メカニズムに関連した手法を活用して廃棄物処理を行っていく（例：埋立地からのガスの回収等）ことが重要であるとの指摘がなされた。

再生可能な資源の国際的移動やその市場、処理・リサイクル技術に関する情報を収集・分析するための国際拠点を確立していくことが重要であるとの提案がなされた。この点については、バーゼル事務局の地域事務所（北京、インドネシア等）が、有害廃棄物の情報センターとして、一定の機能を果たしているとの指摘がなされた。

3 Rの実施のための更なるステップ

8. 高級事務レベル会合は、3 R 推進のための情報や経験の交換を促進し、各国が適切な対策を講じ環境保全に配慮した管理を行うための推進力となった。各国の代表はこのプロセスの継続を支持し、2006 年秋にも開催するアジア地域での会合の運営も含め地域大での取組を進めていくという日本の提案を歓迎した。また、こうした地域大の取組は他の国にとってもオープンであるべきであることが指摘された。UNEP、ADB、UNCRD、ESCAP、バーゼル条約事務局、OECD といった国際機関は、日本の提案と協同で3 Rを進めていく活動を発表した。これらの活動には、地域における政策対話の実施や、3 Rに関する知識のハブ（knowledge hub）の設立、アジアの国が3 Rに関する戦略を策定する際の支援が含まれる。

9. 3 R は廃棄物の適正な処理と統合されることが指摘された。また、循環経済、健全な物質循環経済、クリーナープロダクション、マテリアルフローと資源の生産性、持続可能な物質管理、ゼロ廃棄物経済、廃棄物管理ヒエラルキー、製品設計、ライフサイクルアセスメント、持続可能な生産と消費モデル、拡大生産者責任、グリーン成長 (Green Growth)、グリーン調達、有害廃棄物の越境移動に関する既存のルールを考慮し貿易上の障壁を取り除くことと一体的に進めることも重要とされた。地域の各国が共通点を有することや、3 R に関する今後の作業が、十分に設計された形で価値あるものとなることが強調された。参加者は地域大での協力は今後更なる努力が必要な分野の一つであることが強調された。

10. ロシアは、2006 年 7 月にサンクトペテルブルグで開催される G8 サミットにおいて、サミットで検討される議題に関連して 3 R を議論する意向である。ドイツは、2007 年に G 8 議長国となることから 3 R イニシアティブをどのように推進できるかについて検討すると述べた。日本は、G 8 議長国となる 2008 年を目指して 3 R イニシアティブをリードしていくことを表明した。